

## ⑤『大切だけど誰も教えてくれない地方税法の読み方』

株式会社総合鑑定調査  
主席研究員 笹目 孝夫

### 1 はじめに

横浜市役所償却資産専任職であった私は退職後、資産評価システム研究センター特任講師、総合鑑定調査主席研究員などとして、現在、約250の全国の自治体研修、税務アドバイザーなどに携わっている。その関係で、連日、自治体から質問メールを受けるが、ある時から、急に地方税法に関することが多くなっていった。それは、自治体少数職場の職員にも市町村独自の判断を求める「わがまち特例」導入が背景のひとつにあった。それと同時に地方税法の読み方に関連した課税誤謬が生まれ広がっていることも知った。

法令は、条文解釈が前提になって書かれている。法令解釈には「行政解釈（通達・通知・内閣の統一解釈・有権解釈）」、「法規的解釈（法令自体が条文の中で下している「定義規定」等）」、「学理的解釈（「価格」「価額」「または、若しくは」などの文字解釈等）」がある。条文は法令解釈のルールに従うのが前提だが、実務現場では、正確な条文解釈の教育も理解もされないまま、安易なDX、デジタル化の導入が進められ、自治体職員の実務現場は、導入したシステム下、単純に操作入力する作業だけになっている。

### 2 地方税法の解釈誤謬

#### (1) 納税義務者側の償却資産申告誤謬事例

地方税法の法規的解釈は固定資産税「償却資産」と決算書・固定資産台帳の「減価償却資産」は異なっている。さらに固定資産税「家屋」と企業会計原則による「建物」の定義は異なっている。しかし、納税義務者側は固定資産台帳「減価償却資産」からソフトを使い償却資産申告対象の選別を行い償却資産申告書が提出されている。これにより、償却資産対象資産に課税誤謬及び漏れが大量発生している。

- \* 「固定資産台帳」に記載されない申告対象償却資産→（事例）過剰償却資産、繰延資産など他勘定資産等
- \* 「固定資産台帳」に記載があるが、その取得価額が原始取得価額でない資産→（事例）圧縮記帳、減損会計等
- \* 「固定資産台帳」に記載があるが、償却資産申告から除外されている資産→（事例）家屋評価以外の受変電設備、事業用配管等

#### (2) 自治体側のDX、デジタル化導入推進による誤謬事例

DX、デジタル化は、換言すれば簡便、省力化である。自治体は課税標準額特例等を処理するため業者作成の簡便化ソフト導入を行い、担当職員は、ソフト導入後、簡便な入力作業だけに精通していく。

例えば「事業所内保育」が実施された場合、そのワードを画面で入力する。すると「事業所内保育事業」（課税標準額特例）「二分の一、制限なし（年度）」と表示され、自治体職員は単純に業者作成済の番号を選別して終了する処理が多い。しかし、地方税法では、「事業所内保育事業」は地方税法第348条第2項（利用定員が六人以上）の用に供する固定資産は永続的非課税。第349条の3（課税標準額特例）第29項では（利用定員が五人以下）で市町村の条例で定める割合が（課税標準額特例）。本法附則第十五条は賦課期日とする年度から五年度分のみ制限され（課税標準額特例）となる。現場は簡便で粗雑なソフト導入に頼り、法令条文を読むことはほとんどなくなっている状況である。

#### (3) 自治体側の地方税法誤読による誤謬事例

簡便な処理だけに精通した自治体職員は、法令の非課税・課税標準額特例の誤りを生む。

総務省は、課税誤謬（医療法人が経営する認知症対応型グループホーム等）の大量発生について報道発表（平成24年8月28日）した。地方税法348条2項「社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの」の条文は、医療法人を含むものと、含まないものが混在しているが、正確に条文を読まない自治体側により医療法人の非課税適用の漏れを生んでしまった。

### 3 おわりに

私は、課税誤謬を防ぐために、自治体研修項目に、地方税法持参で、自ら手を動かす「地方税法の読み方」を必ず入れるようにした。

そして、資産評価システム研究センターの償却資産研修では法令の読み方を動画配信、全国ブロック別中級研修会で参加型ワークショップを実施、総合鑑定調査では無料配信のニュースレターによる法令解釈の質問を受理、及び、月刊「税」（ぎょうせい）では、令和7年4月号からは地方税法の読み方の長期連載を開始していくこととしている。